

生活習慣病の症状改善や緩和を図る

温泉療養補助のご案内

ジェイティービー健康保険組合では、全国17か所の「温泉利用型健康増進施設」の温泉を利用して、軽度高血圧・耐糖能異常(糖尿病)などの生活習慣病やメンタル疾病などの症状の改善や緩和を図る「温泉療養」の費用の一部補助を行っています。

温泉療養とは?

温泉を利用して、疾病の改善や症状の緩和が期待できる適応症の療養を行なうことです。改善効果が期待できる疾病は、生活習慣病(軽症高血圧・耐糖能異常・軽い高コレステロール血症)、アトピー性皮膚炎、関節リウマチ、神経痛、ストレスによる諸症状などがあります。温泉は、自宅のお風呂より「強い温熱効果」と「転地効果」が心身に良いとされています。



本格的に生活習慣病やストレスの改善をめざす方

厚生労働大臣認定「温泉利用型健康増進施設」(全国17か所)を利用した温泉療養を!
(療養にかかる費用の一部を健保組合が補助します)



- 1 補助金の対象者**.....
被保険者・被扶養者(被扶養者のみの利用可)で、生活習慣病等の疾病改善や症状緩和をしたい意思がある加入者。
(被保険者が健康ポータルサイト・アプリ「Pep Up」登録者であること)
- 2 利用手順**.....
 - ①かかりつけ医や最寄りの温泉療法医等に相談、医師に「温泉療養指示書」の発行を受ける
 - ②温泉利用型健康増進施設に訪問予約の上、「温泉療養指示書」に従い指導を受ける
 - ③認定施設より「温泉療養証明書」を受ける(証明書の発行には1か月以内に7日以上の利用が必要)
 - ④①の医師を再度訪問し「温泉療養証明書」に「終了証明」を受ける
- 3 補助金申請方法と精算(対象者1人あたりの補助金)**.....

「2.①」のみの場合
年1回/上限5,000円までの実費(領収書(写)添付必須)

「2.①～④」を完了した場合
年1回/上限10,000円までの実費(領収書と終了証明がある温泉療養証明書(それぞれ写し)の添付必須)
専用申請書と各種必要書類(領収書・証明書)等を事業主経由で健保組合へ提出下さい。
健保組合にて審査後に一括精算もしくは振込にて補助金を事業主へ支給しますので、会社から補助額を受取っていただきます。
※別途、医療費控除の対象になります。温泉利用型健康増進施設において、上記2の手順で既定の利用が行われた場合、施設までの往復交通費および施設使用料・指導料に対して所得税の医療費控除の対象となります。(詳細は税務署にご確認ください)



まずは施設を利用体験してみたい方

「温泉利用プログラム型健康増進施設」(全国25か所)・「温泉利用型健康増進施設」(全国17か所)で実際に温泉入浴を体験してみる

- 1 補助金の対象者**.....
被保険者・被扶養者(被扶養者のみの利用可)(被保険者が健康ポータルサイト・アプリ「Pep Up」登録者であること)
- 2 補助金申請方法と精算(対象者1人あたりの補助金)**.....

・年1回まで/上限2,000円までの実費(領収書(写)添付必須)
※日帰り利用料金を基準に上限2,000円までの実費となります)
専用申請書と必要書類(領収書・証明書)等を事業主経由で健保組合へ提出下さい。
健保組合にて審査後に一括精算もしくは振込にて補助金を事業主へ支給しますので、会社から補助額を受取っていただきます。



ジェイティービー健康保険組合ホームページ「温泉療養」詳細 ▶ <https://jtbkenpo.or.jp/katuyou/hoka/>
「温泉利用型健康増進施設」(全国17か所)リスト(健康増進施設連絡会提供) ▶ <https://www.jph-ri.or.jp/onsen-nintei/list/index.html>
「温泉利用プログラム型健康増進施設」(全国25か所)リスト(温泉医科学研究所提供) ▶ <https://www.onsen-msrc.com/knowledge/program/index.html>

【問い合わせ先】 ジェイティービー健康保険組合 担当:五十嵐 E-mail: jtb_kenpo@jtb.com TEL:03-5796-5902(内線300-4014)